

(1) 「第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画」 中間年の見直しについて

1 概要

「第 2 期伊勢市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」について、内閣府が定めた基本指針に基づき、中間年における見直しを実施。

2 見直し内容

(1) 本市の方針（見直しの方法）

(i) 「教育・保育の量の見込み」については、「実績値（令和 3 年 4 月 1 日時点）」と「量の見込み」とを比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行う。

（下表の 1・2 行目の事業）

(ii) 「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」については、量の見込み及び提供体制の確保内容が本市の子育て施策の実態に即していないものについて、見直しを行う。

（下表の①～⑫の事業）

(iii) 乖離の原因が新型コロナウイルス感染症の影響によるものである場合は、現状を踏まえ、見直しを検討する。

(2) 計画の見直しを行う項目

事業	量の見込の見直し	理由
幼児教育期の教育・保育給付（3歳以上）	○	人口推計の見直し・事業実績による
幼児教育期の教育・保育給付（3歳未満）	○	人口推計の見直し・事業実績による
①妊婦健康診査	○	人口推計の見直しによる
②一時預かり事業	○	事業実績による
③子育て短期支援事業（ショートステイ）	×	事業の性質による
④延長保育事業（時間外保育）	×	10%の乖離なし
⑤病児・病後児保育事業	×	新型コロナウイルス感染症の影響による
⑥ファミリー・サポート・センター事業	○	事業実績による
⑦乳児家庭全戸訪問事業	○	人口推計の見直しによる
⑧地域子育て支援拠点事業	○	事業実績による
⑨放課後児童健全育成事業	×	10%の乖離なし
⑩養育支援訪問事業	×	事業の性質による
⑪利用者支援事業	×	提供体制に変更なし
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	×	事業の性質による